

平成 27 年 1 月 14 日



各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社
(コード番号 1969 東証第 1 部)
代 表 者 役職名 取締役社長
氏 名 大内 厚
問合せ先責任者 役職名 取締役副社長
経営管理本部長
氏 名 島 泰光
TEL (03) 6369-8212
(URL <http://www.tte-net.co.jp>)

建設業法に基づく営業停止処分について

本日、当社は、北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反（以下「本件」といいます。）に関し、国土交通省より、下記のとおり建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことにつき、心からお詫び申し上げます。

本件に関し、当社は、平成 26 年 9 月 19 日付プレスリリース「独占禁止法違反に関する再発防止策について」記載のとおり、当社から独立した有識者・専門家から構成される「社外調査委員会」から受領した提言書の内容を反映した再発防止策を実施していくこと、また、経営の強い決意として談合決別宣言を行うことを、取締役会において決議し公表しております。

当社は、役職員一同、法令遵守のなお一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

記

1. 処分を受けた理由

当社および当社元従業員は、本件の容疑により平成 26 年 3 月 4 日に東京地方検察庁から起訴されておりましたが、同年 11 月 12 日、東京地方裁判所において、当社に対する罰金および当社元従業員に対する懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、それぞれその刑が確定したためであります。

2. 停止を命じられた営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものまたは民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。^注

3. 営業停止期間

平成 27 年 1 月 29 日から平成 27 年 3 月 29 日までの 60 日間

4. 業績に与える影響

本処分の業績に与える影響については、今後の状況等に応じて適時に開示してまいります。

以上

注 1. 「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいいます。
2. 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）または建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事または民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいいます。
3. 「民間工事」とは、上記注 2. 以外の建設工事をいいます。
4. 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等および同条第 4 項に規定する間接補助金等ならびに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいいます。